

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市建設事業評価有識者会議
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性委員を確保するべく、退任される委員等と後任候補者の調整を行いました。が、工学系に関する女性の有識者が少なく紹介いただけなかったため、女性登用率を満たすことができませんでした。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	指針については十分認識しており、今後、委員選定を行う際は、女性委員の登用に最大限務めます。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市大規模事業リスク管理会議
-------	-------	---------	-----------------

現在員	7 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	外部委員の選定にあたっては、本市や他の自治体での経験から行政分野を熟知していること等を考慮したうえで選定したことや、内部委員の特別職に女性がいないことから、結果的に女性登用率を満たすことができませんでした。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	過去の本市事業においてリスクマネジメントの欠如等が指摘されたことを受け、本市のトップマネジメントの拡充によるリスク管理の強化を図るため、外部有識者の客観的・専門的意見を直接聴取する必要があることから、市長及び財務リスクの管理を所管する所属を担任する副市長並びに大規模事業を所管する所属を担任する副市長の3名の特別職が委員となっています。
今後の見直し方針	指針の重要性については十分認識しているところであり、委員の任期満了後の女性委員の登用については、指針の基準を満たすよう最大限務めます。

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市PFI事業検討会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員の知識やノウハウ等の継承の観点から委員を段階的に改選していく必要があったため。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員の知識やノウハウ等の継承の観点から委員を段階的に改選していく必要があったため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	一部委員が「在任4年超」、「再任2回以上」と指針の基準を満たさない状況となっておりますが、指針の基準を満たさない項目については、今後、段階的に委員を改選する過程で指針を満たすよう努めます。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市特定団体経営監視会議
現在員		5 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 40%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		市会附帯決議において、専門家を交えた、市長、副市長を構成員とする債権監視委員会（現 特定団体経営監視会議）を設置することを求められているため	
今後の見直し方針		なし	

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市持続可能な施設マネジメント有識者会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく当初適任者として予定していた女性の委員候補と調整を行ったが、結果的に調整が整わなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今回、指針の基準を満たす数の女性を採用することができませんが、今後改選が必要となった場合は、指針の基準を満たす女性数を確保することとします。		

担当局・区	人事室	審議会等の名称	大阪市人事監察委員会
-------	-----	---------	------------

現在員	9 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 44%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>大阪市人事監察委員会職員分限懲戒部会は、職員の懲戒処分を行うか否かの決定及びその処分内容の決定にあたっての意見具申その他必要な事項に関する調査審議を行う委員会である。</p> <p>委員には、職員の権利利益に大きく関わる内容について公正な判断をしていただく必要があり、そのためには、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有し、かつ本市事情に常に精通しながら、過去の処分の考え方や経過も含めて、過去との均衡を図ったうえで、継続的な判断が求められるため。</p>
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>大阪市人事監察委員会職員分限懲戒部会は、職員の懲戒処分を行うか否かの決定及びその処分内容の決定にあたっての意見具申その他必要な事項に関する調査審議を行う委員会である。</p> <p>委員には、職員の権利利益に大きく関わる内容について公正な判断をしていただく必要があり、そのためには、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有し、かつ本市事情に常に精通しながら、過去の処分の考え方や経過も含めて、過去との均衡を図ったうえで、継続的な判断が求められるため。</p>
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>長期の委嘱に関しては他の委員の動向を踏まえつつ人選について十分留意してまいります。</p>

担当局・区	人事室	審議会等の名称	大阪市非常勤職員公務災害等補償審査会
現在員		3 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 33%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本審査会については、常勤職員の公務災害等補償の実施に係る支部審査会との均衡を図る必要があることから、本審査会の委員については、支部審査会の委員3名（いずれも男性）のうち2名を選任している。 なお、女性登用推進の観点から女性1名を本審査会の委員としている。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本審査会については、常勤職員の公務災害等補償の実施に係る支部審査会との均衡を図る必要があることから、本審査会の委員については、支部審査会の委員3名（いずれも男性）のうち2名を選任している。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		70歳超の委員については、引き続き支部審査会の委員との均衡を図りつつ、女性の登用についても検討を図っていく。	

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市国民保護協議会
現在員	30 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	様々な立場の機関から意見を聴取し、国民保護計画に反映する必要があるため。条例により40名以下とされている。		
女性数・女性比率	1 人 ・ 3%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任されたものを委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任されたものを委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	国民保護法第40条において、市町村職員を委員として組織することとされている。また、本市域に係る国民保護事案対策、計画に関して、本市内で処理すべき事務等について定めているため。		
今後の見直し方針	<p>全体について 「審議会等設置及び運営に関する指針」に示す兼職数、在職数等について十分に説明したうえで依頼し、大阪市国民保護協議会の運営にふさわしい方、新たな立場の者の推薦を依頼している。</p> <p>女性の登用率について 指定地方行政機関、市、自衛隊、都道府県、指定公共機関の委員については、法に規定された役職であり、各機関から局長級の方及び責任のある立場の役職の方を委員として推薦を得たものであるが、各機関に対し登用目的が達成できるよう各機関に対し理解を求めている。</p> <p>本市職員について 本市の職員6名の委員については、法に規定された役職(国民保護法第40条第4項第4号、第5号、第6号)です。</p>		

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。		
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後については、関連団体等に対し、指針の趣旨を十分に説明し、推薦にあたって検討いただくなど、改善を図っていく。		

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市防災会議
現在員	48 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	災害対策基本法に基づき大阪市防災会議条例で委員構成を定めているため		
女性数・女性比率	12 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
再任2回以上	11 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、自主防災組織を構成する者や学識経験がある者の参画を得るため		
本市職員	9 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、本市の防災体制を強化するため		
今後の見直し方針	男女共同参画の視点から女性の人権や生活が守られ、安心できる災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、女性の視点が十分に発揮・活躍できる環境整備への取組みを整える。		